

葉山町営住宅条例の一部を改正する条例

葉山町営住宅条例（平成9年葉山町条例第19号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和6年2月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

連帯保証人の規定の見直し及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町営住宅条例の一部を改正する条例

葉山町営住宅条例（平成9年葉山町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「第28条の2において」の次に「これらの規定を」を加える。

第27条第1項第1号中「県内に住所を有する者（県外に住所を有する者のうち町長が特に認めるものを含む。）で入居決定者と同程度以上の収入を有するもののうち、町長が適当と認める連帯保証人1人の署名する」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第28条第3号中「前条第4項」を「前条第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の葉山町営住宅条例第27条第1項第1号の規定は、この条例の施行日以後に町営住宅の入居者として決定した者（葉山町営住宅条例第25条第1項又は第26条第2項の規定により入居者として決定した者をいう。）について適用し、施行日前に町営住宅の入居者として決定した者については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に入居者の町営住宅に係る家賃その他の債務を保証する連帯保証人は、町長が別に定めるところにより、当該債務の保証に係る契約を解除することができる。

条例の概要

題 名

葉山町営住宅条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

連帯保証人の規定の見直し及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 住宅入居手続きの際必要であった連帯保証人を廃止することとした。
- (2) これまで配偶者暴力防止等法第 10 条に規定されていた保護命令制度が拡充され、第 10 条に規定されていた保護命令が、接近禁止命令等（新第 10 条）と退去等命令（新第 10 条の 2）に分けられたことに伴い、町営住宅入居者の資格に関する規定において引用する条項を改めることとした。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとした。
- (2) 改正後の住宅入居手続きに係る規定は、この条例の施行日以後に町営住宅の入居者として決定した者について適用し、施行日前に町営住宅の入居者として決定した者については、なお従前の例によることとした。
- (3) この条例の施行の際現に入居者の町営住宅に係る家賃その他の債務を保証する連帯保証人は、町長が別に定めるところにより、当該債務の保証に係る契約を解除することができることとした。

葉山町営住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町営住宅条例 平成9年11月5日条例第19号 (入居者の資格)</p> <p>第21条 町営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項第1号、第3号から第5号に規定する条件を具備する次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)は、同項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合であっても、規則で定める規模の町営住宅に入居することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3 (略)</p> <p>(住宅入居の手續及び許可)</p> <p>第27条 入居決定者は、町長が指定する期日までに、次に掲げる手續をしない</p>	<p>○葉山町営住宅条例 平成9年11月5日条例第19号 (入居者の資格)</p> <p>第21条 町営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項第1号、第3号から第5号に規定する条件を具備する次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)は、同項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合であっても、規則で定める規模の町営住宅に入居することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3 (略)</p> <p>(住宅入居の手續及び許可)</p> <p>第27条 入居決定者は、町長が指定する期日までに、次に掲げる手續をしない</p>

改正後	改正前
<p>なければならない。</p> <p>(1) 請書を提出すること。</p> <p>(2) 第36条第1項に規定する敷金を納付すること。</p> <p>2 町長は、入居決定者が前項の規定により町長が指定する期日までに同項の手続をしないことについて、やむを得ない事情があると認めるときは、その期日を延期することができる。</p> <p>(削除)</p>	<p>なければならない。</p> <p>(1) <u>県内に住所を有する者（県外に住所を有する者のうち町長が特に認めるものを含む。）</u>で入居決定者と同等程度以上の収入を有するもののうち、<u>町長が適当と認める連帯保証人1人の署名する請書</u>を提出すること。</p> <p>(2) 第36条第1項に規定する敷金を納付すること。</p> <p>2 町長は、入居決定者が前項の規定により町長が指定する期日までに同項の手続をしないことについて、やむを得ない事情があると認めるときは、その期日を延期することができる。</p> <p>3 町長は、<u>第1項の規定にかかわらず、入居決定者について特別の事情があると認めるときは、請書に連帯保証人の署名を必要としないこととすることができる。</u></p>
<p>3 町長は、入居決定者が第1項に規定する手続を完了したときは、当該入居決定者に対し、入居を許可し、入居日を指定しなければならない。</p> <p>(入居許可の取消し)</p> <p>第28条 町長は、入居決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、町営住宅の入居の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>前条第3項の規定により指定された入居日（以下「入居指定日」という。）</u>の翌日から10日以内に町営住宅に入居しないとき。ただし、正当な事由により町長の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>4 町長は、入居決定者が第1項に規定する手続を完了したときは、当該入居決定者に対し、入居を許可し、入居日を指定しなければならない。</p> <p>(入居許可の取消し)</p> <p>第28条 町長は、入居決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、町営住宅の入居の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>前条第4項の規定により指定された入居日（以下「入居指定日」という。）</u>の翌日から10日以内に町営住宅に入居しないとき。ただし、正当な事由により町長の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>